

審査メモで示された論点に対する回答（その 1）

1 国民生活基礎調査の変更

(1) 報告を求める事項の変更

ア 世帯を離れている者の人数【世帯票、世帯に係る事項】

(論点)

1 近年、障害者支援施設の利用者及びその世帯の高齢化が課題となっているとしているが、具体的にどのような状況になっているのか。

(回答)

厚生労働省で実施する社会福祉施設等調査の結果から、障害者支援施設の在所者の年齢階級別構成割合をみると 65 歳以上の割合が平成 20 年は 9.1%であったが、平成 25 年には 16.4%へ上昇している。

障害者支援施設の在所者の年齢階級別構成割合（%）

年齢階級	平成 20 年	平成 25 年
総数	100.0	100.0
19 歳以下	2.7	1.7
20～29	18.8	10.2
30～39	25.0	17.0
40～49	18.8	22.2
50～59	18.2	20.4
60～69	12.6	19.9
70～79	3.5	7.3
80～89	0.4	1.1
90 歳以上	0.0	0.0
(再掲)65 歳以上	9.1	16.4

平成 20 年及び 25 年社会福祉施設等調査より

注：1) 在所者には通所者も含む。

2) 平成 20 年は障害者支援施設、旧身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設、旧知的障害者福祉法による知的障害者援護施設の合計である。

2 本調査事項に係る結果については、具体的にどのような分析を行い、どのように活用することを想定しているのか。そのため、どのようなクロス集計等を考えているのか。

(回答)

障害者支援施設に入所している者のいる世帯について、世帯主の状況、家計支出額の状況、入所者への仕送り額の状況等の分析を行い、障害者のいる世帯への支援の方策についての基礎資料とする。

予定しているクロス集計は、「平成 28 年国民生活基礎調査【世帯票】結果表一覧」のうちの以下の通り。

第 138 表 特定の転出者のいる世帯数, 特定の転出者の種類 (複数回答) ・世帯主の性・世帯主の年齢 (10 歳階級) 別

第 139 表 特定の転出者のいる世帯数, 家計支出額 (10 万円階級) ・特定の転出者の種類 (複数回答) ・特定の転出者の数別

第 140 表 特定の転出者のいる世帯数, 仕送りの有・仕送り額階級・無 ・特定の転出者の種類 (複数回答) ・特定の転出者の数別

3 把握目的及び利活用の観点からみて、当該選択肢の設定は適切か。

(回答)

2 で回答のとおり、障害者のいる世帯への支援の方策についての基礎資料とするため、必要な情報を得ようとするものであり、選択肢の設定は適切であると考えている。

4 障害者支援施設の範囲や内容について、報告者が戸惑ったりすることなく、適切に記入できるよう必要な措置を講じているか。

(回答)

報告者に戸惑いが生じないように、記入のしかたに記述を充実させる等の対応を行う考えである。なお、前回調査では以下のとおり整理していたところである。

参考 調査対象世帯の世帯員のとらえ方一覧 (平成 25 年調査の手引 P14 より抜粋)

	調査対象世帯の世帯員としない不在の人 (調査しない人)
不在の人	社会福祉施設に入所している人 ・ 障害者総合支援法による障害者支援施設 (障害者支援施設) ・ 旧身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設 (肢体不自由者更生施設、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設、内部障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設) ・ 旧知的障害者福祉法による知的障害者援護施設 (知的障害者更生施設、知的障害者授産施設)

エ 飲酒の状況(20 歳以上の者のみ) 【健康票】

1 前回調査まで示されていた清酒1合への換算基準を今回基準に変更する具体的な理由は何か。変更することによって、結果利活用の面から、どのような有用性があるのか。

(回答)

清酒 1 合に相当するアルコール飲料をより明確にするため、公益社団法人アルコール健康医学協会が示しているアルコール摂取量の例示に変更する。アルコール摂取量の基準とされるお酒の 1 単位とは、純アルコールに換算して 20 グラムであり、各種換算したものを記載している。また、変更することによる結果利活用の面で時系列観察において支障はないと考えている。

2 今回基準については、前回基準から一部変更されているが、報告者が記入するに当たり、分かりにくかったり、判断に迷ったりするなどの問題が生じないものとなっているか。例えば、「焼酎 20 度 (135ml)」及び「焼酎 25 度 (110ml)」が「焼酎 0.6 合 (同 25 度・約 110ml)」と「焼酎 20 度」に係る記述がなくなったり、同じ酒類でも前回と表記内容が異なっているものが見られるが問題ないか。また、「発泡酒」や「第3のビール」といった出荷量(消費量)が増加しているアルコール種類の記載がみられないが、追加しなくてもよいのか。

(回答)

健康日本 21 で、「節度ある適度な飲酒としては、1 日のアルコール摂取量が純アルコールで 20g である旨の知識を普及する。」としており、それに沿ったものが公益社団法人アルコール協会からアルコールの種類別に度数と量が示されているため採用した。公益社団法人アルコール健康医学協会が示しているもので、改めて厚生労働省が手を加えるものではない。

オ 健診等の受診状況等【健康票】

1 本調査事項に係る結果については、具体的にどのような分析を行い、どのように活用することを想定しているのか。そのため、どのようなクロス集計等を考えているのか。

(回答)

調査結果については、健診受診率を推計し目標への達成状況を把握するほか、受診率向上のために、受診機会の状況や未受診理由を把握することで、健診等の受診率向上に向けて、普及啓発すべき実施主体やその手法等について検討すること等を想定している。

クロス集計については、「平成 28 年国民生活基礎調査【健康票】結果一覧」のうち、以下のとおりである。

第 67 表 世帯人員数 (20 歳以上), 健診等の受診の有－受診機会 (複数回答) 一無・性・年齢 (5 歳階級)・教育別

第 68 表 世帯人員数 (20 歳以上), 健診等の受診の有－受診機会 (複数回答) 一無・性・健康意識別

第 69 表 世帯人員数 (20 歳以上), 健診等の受診の有－受診機会 (複数回答) 一無・性・健康状態別

第 70 表 世帯人員数 (20 歳以上), 健診等の受診の有－受診機会 (複数回答) 一無・性・仕事の有－職業分類－無別

第 71 表 有業人員数 (20 歳以上), 健診等の受診の有－受診機会 (複数回答) 一無・性・勤めか自営かの別－勤め先での呼称別

第 72 表 世帯人員数 (20 歳以上), 健診等の受診の有無－健診等を受けなかった理由 (複数回答)・性・年齢 (5 歳階級)・教育別

第 73 表 世帯人員数 (20 歳以上), 健診等の受診の有無－健診等を受けなかった理由 (複数回答)・性・健康意識別

第 74 表 世帯人員数 (20 歳以上), 健診等の受診の有無－健診等を受けなかった理由 (複数回答)・性・健康状態別

第 75 表 世帯人員数 (20 歳以上), 健診等の受診の有無－健診等を受けなかった理由 (複数回答)・性・仕事の有－職業分類－無別

第 76 表 有業人員数 (20 歳以上), 健診等の受診の有無－健診等を受けなかった理由 (複数回答)・性・勤めか自営かの別－勤め先での呼称別

第 127 表 世帯人員数 (20 歳以上), 健診等の受診の有無-受診機会 (複数回答) - 無・性・年齢 (5 歳階級)・都道府県-21 大都市 (再掲) 別

第 128 表 世帯人員数 (20 歳以上), 健診等の受診の有無-健診等を受けなかった理由 (複数回答)・性・年齢 (5 歳階級)・都道府県-21 大都市 (再掲) 別

2 選択肢を設定するに当たっての考え方は何か(例えば、受診機会が多いと思われる事項の順等)。選択肢のうち「5 その他」は、どのような場合を想定したものか。また、報告者が記入に当たって、戸惑ったりすることなく、適切に記入できるよう所要の措置が講じられているか。

(回答)

選択肢は平成16、19、22年に把握しており、時系列観察のため、順番も含め同じ選択肢にしている。選択肢の「その他」は、就職前に受けた健診、海外への渡航前後の健診などが該当する。

また、平成22年調査と同様に報告者が適切に記入できるように、「記入のしかた」を作成して、記入者に配布する予定である。なお、平成22年調査における「記入のしかた」は、以下のとおりである。

平成22年健康票の「記入のしかた」より抜粋

Q: 「5 その他」とは、どういったものが該当するのか。

A: 就職前に受けた健診、海外への渡航前後の健診などが該当します

カ がん検診の状況(20歳以上の者のみ)【健康票】

1 本調査事項に係る結果については、具体的にどのような分析を行い、どのように活用することを想定しているのか。そのため、どのようなクロス集計等を考えているのか。

(回答)

調査結果については、がん検診の受診率を推計し目標への達成状況を把握するほか、課題の一つである、職域のがん検診の実態を把握し、受診場所や受診機会等に応じてより対象を絞り込んだ受診勧奨や職域と連携した受診率向上施策に取り組むことを想定している。

クロス集計については、「平成28年国民生活基礎調査【健康票】結果一覧」のうち、以下のとおりである。

第 77 表 世帯人員数 (20 歳以上), がん検診受診状況 (複数回答)・性・年齢 (5 歳階級)・教育別

第 78 表 世帯人員数 (20 歳以上), がん検診受診状況 (複数回答)・性・健康状態別

第 79 表 世帯人員数 (20 歳以上), がん検診受診状況 (複数回答)・性・仕事の有無-職業分類-無別

第 80 表 有業人員数 (20 歳以上), がん検診受診状況 (複数回答)・性・勤めか自営かの別

第 81 表 がん検診を受けた者数 (20 歳以上), 受診機会 (複数回答)・性・年齢 (5 歳階級)・教育別

第 82 表 がん検診を受けた者数 (20 歳以上), 受診機会 (複数回答)・性・健康状態別

第 83 表 がん検診を受けた者数 (20 歳以上), 受診機会 (複数回答)・性・仕事の有無-職業分類-無別

第 129 表 世帯人員数 (20 歳以上), がん検診受診状況 (複数回答)・性・年齢 (5 歳階級)・都道府県-21 大都市 (再掲) 別

第138表 がん検診を受けた者数（20歳以上）、受診機会（複数回答）・性・年齢（5歳階級）・都道府県—21大都市（再掲）別

2 選択肢を設定するに当たっての考え方は何か(例えば、受診機会が多いと思われる事項の順等)。選択肢のうち「3 その他」は、どのような場合を想定したものか。また、報告者が記入に当たって、戸惑ったりすることなく、適切に記入できるよう所要の措置が講じられているか。

(回答)

受診機会は、職域、市町村、その他個人的に受けた、の3つのみである。選択肢の「その他」は、個人的に受けた人間ドック等が該当する。

また、報告者が適切に記入できるように、「記入のしかた」を作成して、記入者に配布する予定である。

3 平成26年の部位別がん死亡数について、男性の場合、肝臓がんによる死亡が肺がん、胃がん、大腸がんに次いで多くなっており、また、近年、膵臓がんや前立腺がんの罹患数は増加傾向にあるが、5つのがん検診以外の受診状況について把握する必要はないか。

(回答)

厚生労働省が作成した「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日厚生労働省健康局長通知）において、検診による死亡率減少効果が認められているものとして、胃がん検診、子宮がん検診、肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診を推進しており、本調査においても、これら5つのがん検診の受診状況について把握することとしている。

なお、健康日本21（第二次）においても5つのがん検診の受診率を目標設定しており、本調査の結果でフォローアップしている。

別表第二 主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底に関する目標

(1) がん

項 目	現 状	目 標
① 75歳未満のがんの年齢調整死亡率の減少（10万人当たり）	84.3 (平成22年)	73.9 (平成27年)
② がん検診の受診率の向上	胃がん 男性 36.6% 女性 28.3% 肺がん 男性 26.4% 女性 23.0% 大腸がん 男性 28.1% 女性 23.9% 子宮頸がん 女性 37.7% 乳がん 女性 39.1% (平成22年)	50% (胃がん、肺がん、大腸がんは当面40%) (平成28年度)

(注) がん検診の受診率の算定に当たっては、40歳から69歳まで（子宮頸がんは20歳から69歳まで）を対象とする。

(2) 集計事項の変更

1 調査事項の追加・変更に伴い、新たに作成される集計表の表章(様式)はどのようなものか。

(回答)

別紙1のとおり。

2 集計事項については、調査結果の利活用、その他統計ニーズの観点からみて、十分かつ適当なものとなっているか。

(回答)

今回調査の集計表は、既存の調査事項に関する集計事項については引き続き作成・提供することとしており、新規・拡充する集計表も含め、調査結果の利活用の観点から十分かつ適当なものとなっていると考えている。

なお、新規作成を予定しているクロス集計表は、「平成28年国民生活基礎調査 結果表一覧」のうち以下の通り。

【世帯票】

- 第29表 世帯数－全世帯に占める割合－平均世帯人員－仕事ありの者がいる世帯の割合－平均家計支出額
- 第179表 世帯人員数(15歳以上)、仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・教育・年齢(5歳階級)・性別
- 第180表 世帯人員数(15歳以上)、仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・同居児童の有無・年齢(5歳階級)・性別
- 第181表 世帯人員数(15歳以上)、仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・年齢(5歳階級)・教育(卒業・在学中別学校の種類・特別支援学校・特別支援学級(再掲))・性別
- 第182表 世帯人員数(15歳以上)、仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・年齢(10歳階級)・教育(卒業・学校の種類－小学・中学－高校・旧制中－専門学校・短大・高専－大学・大学院・特別支援学校・特別支援学級(再掲))・性別
- 第207表 有業人員数(40歳以上)、健診等の受診の有－受診機会(複数回答)－無・性・年齢(5歳階級)別
- 第211表 無業人員数(40歳以上)、就業希望の有－求職状況－無・健診等の受診の有－受診機会(複数回答)－無・年齢(5歳階級)・性別
- 第232表 同居児童ありの女性の者数、健診等の受診の有－受診機会(複数回答)－無・年齢(5歳階級)別
- 第240表 同居児童ありの女性の有業人員数、勤めか自営かの別－勤め先での呼称・年齢(5歳階級)・健診等の受診の有－受診機会(複数回答)－無・(再掲)主に家事で仕事あり別
- 第242表 同居児童ありの女性の有業人員数、勤めか自営かの別－勤め先での呼称・1日の平均就業時間階級・末子の年齢階級別
- 第247表 同居児童ありの女性の有業人員数、週間就業時間階級・年齢(5歳階級)・健診等の受診の有－受診機会(複数回答)－無別

第 255 表 同居児童ありの女性の無業人員数, 就業希望の有-すぐには就けない理由 (複数回答)
 -無・年齢 (5 歳階級) ・健診等の受診の有-受診機会 (複数回答) -無- (再掲)
 家事別

【健康票】

第 67 表 世帯人員数 (20 歳以上), 健診等の受診の有-受診機会 (複数回答) -無・性・年齢
 (5 歳階級) ・教育別

第 68 表 世帯人員数 (20 歳以上), 健診等の受診の有-受診機会 (複数回答) -無・性・健康
 意識別

第 69 表 世帯人員数 (20 歳以上), 健診等の受診の有-受診機会 (複数回答) -無・性・健康
 状態別

第 70 表 世帯人員数 (20 歳以上), 健診等の受診の有-受診機会 (複数回答) -無・性・仕事
 の有-職業分類-無別

第 71 表 有業人員数 (20 歳以上), 健診等の受診の有-受診機会 (複数回答) -無・性・勤め
 か自営かの別-勤め先での呼称別

第 127 表 世帯人員数 (20 歳以上), 健診等の受診の有-受診機会 (複数回答) -無・性・年齢
 (5 歳階級) ・都道府県-21 大都市 (再掲) 別

3 調査事項の追加・変更に伴うもの以外に、集計事項の変更を行うものがみられるが、どのような統計ニーズに対応する観点から変更を行うこととしているのか。統計ニーズとの関係で、当該集計表は十分かつ適切か。

(回答)

調査事項の追加・変更に伴うもの以外に、集計事項の変更を行うものは以下のとおりであり、以下に記載の統計ニーズに対応する観点から行うものであり適切と考えている。

平成 28 年結果表一覧による表番号	表題	追加・変更理由
--------------------	----	---------

【世帯票】

第 29 表	(追加) 世帯数-全世帯に占める割合-平均世帯人員-仕事ありの者がいる世帯の割合-平均家計支出額	総覧の形式にすることで、複数の統計表を参照せず、世帯の属性ごとの平均世帯人員、仕事ありの者の割合、平均家計支出額が一目で把握できることから、そうした利便性の高い統計表となるよう追加する。 (別紙 2 の 1 頁参照)
第 179 表	(追加) 世帯人員数 (15 歳以上), 仕事の有-勤めか自営かの別-勤め先での呼称-無・教育・年齢 (5 歳階級) ・性別	平成 28 年結果表一覧の第 178 表はクロスが複数になり、利用者にとって必要な数値が探しにくいことから、同居児童の有無のクロスを減らしコンパクトにすることにより、利便性の高い統計表を作成するため追加する。 (別紙 2 の 2 頁参照)

第 180 表	<p>(追加) 世帯人員数 (15 歳以上) , 仕事の有 - 勤めか自営かの別 - 勤め先での呼称 - 無・同居児童の有無・年齢 (5 歳階級) ・性別</p>	<p>平成 28 年結果表一覧の第 178 表はクロスが複数になり、利用者にとって必要な数値が探しにくいことから、教育のクロスを減らしコンパクトにすることにより、利便性の高い統計表を作成するため追加する。 (別紙 2 の 3 頁参照)</p>
第 242 表	<p>(追加) 同居児童ありの女性の有業人員数, 勤めか自営かの別 - 勤め先での呼称・1 日の平均就業時間階級・末子の年齢階級別</p>	<p>仕事ありの母の 1 日の平均就業時間と末子の年齢階級別に勤めか自営かの別 - 勤め先での呼称を分析するため追加する。 (別紙 2 の 4 頁参照)</p>
第 175 表	<p>(変更案) 世帯人員数 (15 歳以上) , 仕事の有 - 勤めか自営かの別 - 勤め先での呼称 - 無・配偶者の有無・年齢 (5 歳階級) ・性別</p> <p>(現行) ・世帯人員数 (15 歳以上) , 仕事の有 - 勤めか自営かの別 - 勤め先での呼称 - 無・配偶者の有無・年齢 (5 歳階級) 別</p>	<p>性別に分析をすることにより、男女の就業状況の違いを把握するために従来 of 統計表に性別のクロスを追加する。 (別紙 2 の 5 頁参照)</p>
第 184 表	<p>(変更案) 世帯人員数 (15 歳以上) , 配偶者の有無・子どもの有無・仕事の有無・性・年齢階級 (5 歳階級) 別</p> <p>(現行) ・女性の者数, 配偶者の有無・子どもの有無・仕事の有無・年齢階級 (5 歳階級) 別</p>	<p>女性の働き方に関する情報のニーズが高くなってきているなか、性別に分析をすることにより、配偶者の有無や子どもの有無がもたらす男女の就業状況の違いを把握するために性別のクロスを追加する。 (別紙 2 の 6 頁参照)</p>

2 統計委員会諮問第 45 号の答申（平成 25 年 1 月 25 日付け府統委第 7 号）における「今後の課題」への対応状況について

（1）就業・雇用形態の区分に関する用語・概念の見直し

1 世帯票の質問 17「勤めか自営かの別」及び補問 17-1「勤め先での呼称」については、具体的にどのような施策等に活用されているか。そのためどのようなクロス集計等を行っているのか。当該調査項目に関し、統計ニーズ等の観点から、今回見直しを行う必要はないか。

（回答）

雇用に関する施策や経済構造の分析には、性・年齢・職業等と組み合わせクロス集計を行っているところである。

「勤めか自営かの別」の項目は、就業の形態を明らかにするとともに、その世帯の最多所得者の事項とあわせて世帯の基本属性の一つである世帯業態（雇業者世帯、自営業者世帯等）の区分を行うためにも用いられている。

当該調査項目は、平成 25 年調査において、「勤めか自営かの別」は従前の「一般常雇者（契約期間が 1 年以上又は雇用期間の定めのない者）」を「一般常雇者（契約期間の定めのない雇業者）」と「一般常雇者（契約期間が 1 年以上の雇業者）」という 2 つの選択肢に分割する変更をした。これは平成 25 年 4 月の労働契約法の改正により新たに有期労働契約で雇用されている者数を把握するため統計ニーズ等の観点から見直しを行った。

また、「勤め先での呼称」は「契約社員・嘱託」を「契約社員」と「嘱託」に分割する変更をした。これは雇用の実態が契約社員の場合は比較的専門的業種に就く一方、嘱託の場合は退職者が契約期間を定めて元の会社でさらに労働するという場合が多く雇用の実情が違うことからこれも実情に合わせた統計ニーズ等の観点から見直しを行った。

ガイドラインの対象外となっていることや、上記整理を行ったことに加え、他の就業関係項目を調査している世帯調査と整合性をとるためにも、当面は現状のままとしたいと考えている。

なお、予定しているクロス集計は「平成 28 年国民生活基礎調査 結果表一覧」のうち以下のとおりである。

【世帯票】

- 第 66 表 世帯人員数（15 歳以上の単独世帯の者）、仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・性・公的年金-恩給受給の有無・年齢（10 歳階級）別
- 第 71 表 第 3 号被保険者の数（15 歳以上）、仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・性・年齢（5 歳階級）別
- 第 72 表 第 3 号被保険者の数（15 歳以上）、仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・同居児童の有無・年齢（5 歳階級）別
- 第 77 表 高齢者世帯数、世帯構造・世帯主の性・世帯主の仕事の有－勤めか自営かの別－無別
- 第 79 表 母子世帯数、母の仕事の有－勤めか自営かの別－無・母の年齢（10 歳階級）別
- 第 80 表 父子世帯数、父の仕事の有－勤めか自営かの別－無・父の年齢（10 歳階級）別
- 第 95 表 児童のいる世帯数、末子の母の年齢（5 歳階級）・児童数・末子の母の仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無別
- 第 113 表 65 歳以上の者の数、仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・性・世帯構造別
- 第 169 表 世帯人員数（15 歳以上）、仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・都道府県－21 大都市（再掲）・年齢（10 歳階級）別
- 第 175 表 世帯人員数（15 歳以上）、仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・配偶者の有無・年齢（5 歳階級）・性別

- 第 178 表 世帯人員数（15 歳以上），仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・同居児童の有無・年齢（5 歳階級）・教育（特別支援学校・特別支援学級（再掲））・性別
- 第 179 表 世帯人員数（15 歳以上），仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・教育・年齢（5 歳階級）・性別
- 第 180 表 世帯人員数（15 歳以上），仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・同居児童の有無・年齢（5 歳階級）・性別
- 第 181 表 世帯人員数（15 歳以上），仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・年齢（5 歳階級）・教育（卒業・在学中別学校の種類・特別支援学校・特別支援学級（再掲））・性別
- 第 182 表 世帯人員数（15 歳以上），仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・年齢（10 歳階級）・教育（卒業・学校の種類－小学・中学－高校・旧制中－専門学校・短大・高専－大学・大学院・特別支援学校・特別支援学級（再掲））・性別
- 第 187 表 有業人員数（15 歳以上）－平均就業期間，勤めか自営かの別－勤め先での呼称・就業期間階級・年齢（5 歳階級）・性別
- 第 188 表 有業人員数（15 歳以上），週間就業日数・年齢（5 歳階級）・勤めか自営かの別－勤め先での呼称・性別
- 第 192 表 有業人員（15 歳以上）の 1 日の平均就業時間，就業期間階級・勤めか自営かの別－勤め先での呼称・性別
- 第 193 表 有業人員（15 歳以上）の 1 日の平均就業時間，年齢（5 歳階級）・勤めか自営かの別－勤め先での呼称・性別
- 第 219 表 配偶者ありの女性の者数（15 歳以上），同居児童の有－同居児童数－無・仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無別
- 第 220 表 配偶者ありの女性の者数（15 歳以上），同居児童の有－末子の年齢階級－無・仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無別
- 第 221 表 配偶者ありの女性の者数（15 歳以上），親との同別居の状況・同居児童の有無・仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無別
- 第 222 表 配偶者ありの女性の者数（15 歳以上），仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・同居している親の手助けや見守りの要否・年齢（10 歳階級）別
- 第 223 表 配偶者ありの女性の者数（15 歳以上），夫の仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・同居児童の有無・妻の仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無別
- 第 225 表 配偶者ありの女性の者数（15 歳以上），健康状態・同居児童の有無・仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無別
- 第 234 表 同居児童ありの女性の有業人員数，勤めか自営かの別－勤め先での呼称・世帯構造・年齢（5 歳階級）別
- 第 235 表 同居児童ありの女性の有業人員数，勤めか自営かの別－勤め先での呼称・乳幼児の有－末子の保育者等の状況（複数回答）－無・年齢（5 歳階級）別
- 第 236 表 同居児童ありの女性の有業人員数，勤めか自営かの別－勤め先での呼称・主に手助けや見守りをしているか否か・年齢（5 歳階級）別
- 第 239 表 同居児童ありの女性の有業人員数，勤めか自営かの別－勤め先での呼称・年齢（5 歳階級）・健康状態別
- 第 240 表 同居児童ありの女性の有業人員数，勤めか自営かの別－勤め先での呼称・年齢（5 歳階級）・健診等の受診の有－受診機会（複数回答）－無・（再掲）主に家事で仕事あり別

- 第 241 表 同居児童ありの女性の有業人員数，勤めか自営かの別－勤め先での呼称・年齢（5歳階級）・健診等の受診の有無－健診等を受けなかった理由（複数回答）別
- 第 242 表 同居児童ありの女性の有業人員数，勤めか自営かの別－勤め先での呼称・1日の平均就業時間階級・末子の年齢階級別
- 第 259 表 同居児童ありの父母の者数，仕事の有－勤めか自営か別－勤め先での呼称－無・父母・末子の年齢階級別

【健康票】

- 第 27 表 世帯人員数（15歳以上），仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・性・年齢（5歳階級）・自覚症状の有無別
- 第 28 表 世帯人員数（15歳以上），仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・性・年齢（5歳階級）・通院の有無別
- 第 33 表 有業人員数（15歳以上），普段の活動ができなかった日数・性・勤めか自営かの別
- 第 36 表 世帯人員数（15歳以上），仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・性・年齢（5歳階級）・悩みやストレスの有無別
- 第 40 表 世帯人員数（15歳以上），こころの状態（点数階級）・性・仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無別
- 第 71 表 有業人員数（20歳以上），健診等の受診の有－受診機会（複数回答）－無・性・勤めか自営かの別－勤め先での呼称別
- 第 76 表 有業人員数（20歳以上），健診等の受診の有無－健診等を受けなかった理由（複数回答）・性・勤めか自営かの別－勤め先での呼称別
- 第 80 表 有業人員数（20歳以上），がん検診受診状況（複数回答）・性・勤めか自営かの別
- 第 91 表 有訴者数（15歳以上），最も気になる症状の治療状況（複数回答）・性・仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無別
- 第 110 表 悩みやストレスのある者数（15歳以上），最も気になる悩みやストレスの原因・性・年齢（5歳階級）・仕事の有－勤めか自営かの別－無別

【介護票】

- 第 67 表 同居の主な介護者数，介護を要する者の現在の要介護度の状況・主な介護者の介護を要する者との続柄・主な介護者の仕事の有－主な介護者の勤めか自営かの別－無別

【所得票】

- 第 19 表 有業者（15歳以上）1人当たり平均所得金額，勤めか自営かの別－勤め先での呼称・性・年次別
- 第 104 表 世帯数－児童のいる世帯数，世帯主の仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・所得者構成別
- 第 107 表 世帯数，最多所得者の仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・最多所得者の総所得に占める割合別
- 第 108 表 世帯数，最多所得者の仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・世帯構造・所得者構成別
- 第 109 表 世帯数，最多所得者の仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・世帯構造・稼働者構成－稼働者なし別
- 第 110 表 有所得者数（15歳以上）－児童のいる世帯の有所得者数（15歳以上），所得者構成・仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無別

- 第 111 表 有業人員数 (15 歳以上) - 児童のいる世帯の有業人員数 (15 歳以上), 稼働者構成・勤めか自営かの別-勤め先での呼称別
- 第 112 表 有業人員数 (15 歳以上), 勤めか自営かの別-勤め先での呼称・配偶者の有無・性・所得金額階級別
- 第 115 表 有業者 (15 歳以上) 1 人当たり平均所得金額, 勤めか自営かの別-勤め先での呼称・性・年齢 (10 歳階級) 別
- 第 117 表 有業人員 1 人当たり平均稼働所得金額, 勤めか自営かの別-勤め先での呼称・性・年齢 (10 歳階級) 別
- 第 121 表 35 歳未満の主に仕事をしている者の 1 人当たり平均所得金額, 勤めか自営かの別-勤め先での呼称・性・配偶者の有無別
- 第 143 表 児童のいる世帯の有業人員 1 人当たり平均稼働所得金額, 勤めか自営かの別-勤め先での呼称・性・年齢 (10 歳階級) 別
- 第 151 表 同居児童ありの女性の有業人員数, 勤めか自営かの別-勤め先での呼称・所得金額階級別
- 第 152 表 同居児童ありの女性の有業人員数, 勤めか自営かの別-勤め先での呼称・所得者構成別
- 第 178 表 世帯数, 世帯主の仕事の有-勤めか自営かの別-勤め先での呼称-無・生活意識別
- 第 179 表 世帯数, 最多所得者の仕事の有-勤めか自営かの別-勤め先での呼称-無・生活意識別

【貯蓄票】

- 第 44 表 同居児童ありの女性のいる世帯数, 末子の母の仕事の有-勤めか自営かの別-勤め先での呼称-無・末子の母の教育・貯蓄の有無-貯蓄額階級別
- 第 50 表 世帯数, 最多所得者の仕事の有-勤めか自営かの別-勤め先での呼称-無・貯蓄の有無-貯蓄額階級別
- 第 51 表 世帯数, 最多所得者の仕事の有-勤めか自営かの別-勤め先での呼称-無・借入金の有無-借入金額階級別

2 今後のガイドラインの見直し状況も踏まえつつ、どのように対応していく予定か。

(回答)

今後ガイドラインの見直しが行われた場合は、他の世帯調査の動向をみながら必要なものは見直しをしていく予定である。

3 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定）における指摘事項への対応状況について

- 1 アンケート調査及びヒアリングについて、以下について説明していただきたい。
- ① 調査事項を大幅に見直し(軽量化)した調査票案(以下「新調査票案」という。)は、どのような考えにより作成したのか。現行調査票と比べて、具体的にどのような見直し(軽量化)を行ったのか。また、見直し(軽量化)を行った新調査票案とは具体的にどのようなものか。
- ② 地方公共団体に対するアンケートの目的や実施内容はどのようなものか。当該アンケートによる新調査票案、調査ルートの一元化、回収方法、郵送回収の導入、調査時期、コールセンター等に関する結果はどうか。また、同結果をどのように評価しているか。
- ③ 地方公共団体に対するヒアリングの目的や実施内容はどのようなものか。また、当該ヒアリングによる新調査票案、調査ルートの一元化、標本規模の拡大、郵送回収の導入、コールセンター等に関する結果はどうか。また、同結果をどのように評価しているか。
- ④ 調査員に対するアンケートの目的や具体的な実施内容はどのようなものか。また、当該アンケートによる回収方法、調査計画への対応、コールセンター等に関する結果はどうか。また、同結果をどのように評価しているか。

(回答)

前回答申時の課題である非標本誤差の縮小については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）における指摘事項への対応と関連する部分がある。

3 基本計画における指摘事項

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(2) 人口減少社会やワークライフ・バランスに対応した統計の整備	国民生活基礎調査(基幹統計調査)の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果において、都道府県別表章が可能となるように標本規模を拡大することについて、試験調査等を実施し、その結果を踏まえて検討する。	厚生労働省	平成28年調査の企画時期までに結論を得る。

【対応】

試験調査等(試験調査に代わる下記(1)の(ア)及び(イ)の方法(参考1及び参考2を参照))について総合的に検討した結果、所得票及び貯蓄票を用いた調査結果において、都道府県別表章が可能となるような標本規模の拡大は事実上困難と判断した。

(1) 試験調査等に代わる方法

過去に実施を予定していた試験調査は、予算事情により実施することはできなかった。そのため、試験調査に代わる方法として以下(ア)及び(イ)を実施し、その内容を「厚生労働統計の整備に関する検討会」（以下「検討会」という。）において評価いただいた後、統計法に基づく「施行状況報告」により統計委員会へも報告している。

(ア) 地方公共団体等を対象としたアンケート調査の実施及び評価

基本計画での指摘に対応するための調査計画の見直し内容(新調査票案の設定、調査ルートの一元化等)について、事務処理上の問題点や負担感などを把握し、検討会において評価を行った。なお、調査員(世帯票又は所得票担当者)についても対象に含んでいる。

①新調査票案について

調査員の調査事務に係る負担軽減及び報告者負担軽減の観点から、

- ・ 現行の調査項目を 34.4%削減（表 1）
- ・ 現行の 5 種類の調査票を 2 つの調査票に整理統合
- ・ 6 月か 7 月のいずれか 1 回で実施

表 1 現行（平成 25 年）調査項目からの削減率

調査票名	項目数	削除数	削減率
世帯票	45	25	55.6%
健康票	30	5	16.7%
介護票	19	9	47.4%
所得票	24	1	4.2%
貯蓄票	7	3	42.9%
合計	125	43	34.4%

表 2 新調査票案の調査対象者の負担感 (%)

	総数	都道府県市		保健所	福祉事務所	
		保健衛生	社会福祉			
大きくなる	37.0	34.1	40.8	24.7	50.3	22.2
変わらない	25.0	23.3	25.2	20.5	24.2	27.2
軽くなる	36.8	41.5	33.0	53.4	24.2	49.4
不詳・未記入	1.2	1.1	1.0	1.4	1.2	1.2

【評価】

- ・ 「総数」では、調査対象者の負担は「大きくなる」が 37.0%、「変わらない」が 25.0%、「軽くなる」が 36.8%
- ・ 「保健衛生」及び「保健所」では、これまでの調査項目に加え、所得に関する項目が増加し、一度に記入する内容が増えるため、「大きくなる」が多い。
- ・ 「社会福祉」及び「福祉事務所」では、これまで 2 回に分かれていた調査が 1 回になり回数負担感が減るため、「軽くなる」が多い。
- ・ このことから、新調査票案はこれまでの所得票や貯蓄票の調査対象者に対しては、調査事項の全体の削減効果もあり、負担軽減の効果があるものと考えられるが、現行、所得票や貯蓄票の調査対象者ではない者にとっては、全体で調査事項を削減しても所得や貯蓄に関連する調査項目に対する忌避感が大きいのではないかと考えられる。

②調査ルートの一元化について

調査ルート一元化については、標本規模の拡大に併せた増加する予算確保のために必要な措置であり、業務に対応することができるかどうか、地方公共団体の実情に配慮する必要がある。

表3 調査ルートを保健所に一元した場合の保健所の業務への対応 (%)

	総数	都道府県市		保健所	福祉事務所
		保健衛生	社会福祉		
対応可能	21.9	24.4	24.3	24.7	20.5
対応不可能	35.7	22.2	32.0	8.2	43.2
分からない	40.8	48.9	42.7	57.5	36.3
不詳・未記入	1.6	4.5	1.0	9.6	—

表4 調査ルートを福祉事務所に一元した場合の福祉事務所の業務への対応 (%)

	総数	都道府県市		保健所	福祉事務所
		保健衛生	社会福祉		
対応可能	13.9	14.2	14.6	13.7	13.6
対応不可能	44.6	31.8	21.4	46.6	53.3
分からない	38.1	48.9	56.3	38.4	30.7
不詳・未記入	3.5	5.1	7.8	1.4	2.3

表5 増加する調査員業務への対応 (%)

	総数	都道府県市		保健所	福祉事務所
		保健衛生	社会福祉		
対応可能	22.0	26.7	28.2	24.7	12.5
対応不可能	43.6	34.7	29.1	42.5	61.5
分からない	33.5	35.8	37.9	32.9	25.3
不詳・未記入	0.9	2.8	4.9	—	0.8

【評価】

・保健所及び福祉事務所ともに、「対応不可能」の方が「対応可能」よりも多くなっている。これは、保健所においては、これまで対象外であった所得に関する項目を審査することに対する懸念、福祉事務所においては後続調査のための単位区設定業務や所得だけでなく世帯全体や健康に関する項目まで調査することが調査員に相当程度の負担になることを懸念している結果と考えられる。

・このことから、地方公共団体における業務体制の状況を踏まえると、直ちに調査ルート一元化を導入することは難しいと考えられる。

③-1 実現の可能性（地方公共団体）

表6 対応案を踏まえた標本規模の拡大計画の実現可能性について (%)

	総数	都道府県市		保健所	福祉事務所
		保健衛生	社会福祉		
対応可能	4.6	7.4	7.8	6.8	2.3
検討の余地あり	21.3	23.9	28.2	17.8	18.3
かなり厳しい	51.0	50.6	42.7	61.6	52.1
不可能	20.0	14.2	14.6	13.7	25.3
不詳・未記入	3.0	4.0	6.8	—	1.9

【評価】

調査計画の見直し内容については、アンケート結果からは、「かなり厳しい」と「不可能」が合わせて7割を超えており、現行のままで対応案実施の可能性については、かなり低いと判断せざるを得ない。

特に所得票及び貯蓄票を担当する福祉事務所では、実現は不可能との回答が多くなっている。

③－2 実現の可能性（調査員）

表7 調査計画案への対応の可否について割合 (%)

	対応可能	対応不可能	不詳・未記入
①調査票の統合・調査実施時期の統一について	64.2	11.9	23.9
②受持ち地区・世帯数の増加について	28.8	27.0	44.3
③調査実施期間の変更がないことについて	62.2	8.3	29.5
④5票分の調査内容を理解することについて	48.7	19.5	31.9

※②は所得票の調査員のみ回答

【評価】

上記表7中の①、③及び④については、現行の調査計画案への対応が可能と考えられる。

しかしながら、②「受持ち地区・世帯数の増加について」への対応については、標本規模の拡大に伴う調査員増加のための予算及び調査員の確保が困難なため、一人当たりの受持ち地区や世帯数を増やすことが前提となるが、当該調査計画案について明確に「対応不可能」との回答を含め、その実現性に慎重な回答が多数を占めている。

本調査の調査員は面接技法等に習熟し、事務処理を的確にこなせる者と想定されるが、調査員の増加なしに標本規模の拡大に対応することは困難と考えられる。

(イ) 調査協力機関（自治体）へのヒアリング

基本計画での指摘に対応するため、答申を踏まえた調査計画の見直し内容について、直接のヒアリングにより地方公共団体からの率直な意見や感想を把握し、事務処理上の問題点や負担感などを把握した。

平成24年度は4県6市を対象に平成25年1月21日から2月7日にかけて実施。

平成25年度は9県3市を対象に平成26年1月20日から2月14日にかけて実施。

①増加する業務に対する懸念がよせられたが、他の調査を実施する際、あるいは地方公共団体により調査事務を担当する者が同一のため事実上、調査ルートが一元化されているケースもあり、地方公共団体間での意識や実行能力の違いも明らかとなっている。

②標本規模を拡大するに当たっての条件については、調査員の確保、調査票の簡素化、郵送回収、コールセンターの導入などの意見が寄せられている。

(2) 統計委員会への報告（施行状況報告より抜粋）

平成 26 年度統計法施行状況報告において、以下のとおり報告している。

第Ⅱ期基本計画で、引き続き「試験調査等を実施し、その結果を踏まえて検討する」（平成 28 年調査の企画時期までに結論）とされたことから、平成 26 年に実施を予定していた試験調査は、概算要求に盛り込まれたものの、財政当局の査定により実施することはできなかった。そのため、試験調査に代わる方法として以下を実施し、その内容を厚生労働統計の整備に関する検討会へ報告し、評価いただいた。

- 1 全自治体等を対象とした一斉アンケート調査の実施
- 2 調査協力機関へのヒアリング
- 3 平成 20 年度試験調査結果の活用

上記について総合的に検討した結果、統計委員会の答申（平成 25 年 1 月 25 日付け諮問第 45 号の答申）を踏まえた調査計画の見直しによって、目的とする所得票及び貯蓄票の標本規模の拡大を実行することが可能かどうかについては、①大幅な調査事項削減によっても、調査対象者及び地方公共団体等の負担は必ずしも軽減されないこと、②削減される調査事項の中には厚生労働行政の根幹に関わるものが多く、失われる情報と得られる新たな情報との見合いで妥当とはいえないとの指摘があること^(注)、③調査時期の統一及び調査ルート一元化によっても、増加する業務に支障なく対応することについて地方公共団体の組織体制により実情に大きな差があることなどから、事実上困難である。

(注) 検討会有識者からの指摘。

2 統計ニーズ等(調査結果の高齢者対策・児童福祉対策・雇用対策等への活用)にも配慮しつつ、引き続き、所得票及び貯蓄票の標本規模の拡大について検討していくことについてどのように考えているか。

(回答)

都道府県には一定分野（低所得者対策）でのニーズがあり、指定都市、中核市ではニーズのない地方公共団体が多くなっているが、現時点では、事実上困難と考えている。

3 試験調査に変わる方法としてアンケート調査、ヒアリングを実施しているが、これらの取組を通じて、調査方法の変更(調査時期、調査系統、郵送調査、コールセンターの導入等)に関し、今後の改善に向けて、どのような方策を考えているか。

(回答)

都市部を中心とした若年単身世帯の捕捉が十分でないことが、本調査において非標本誤差が生じている背景であることを踏まえ、回収率の向上が最も有効かつ重要な対応策であると考えている。このため、当面は、面接不能世帯からの「郵送回収」の導入について、予算事情を考慮した上で検討していきたいと考えている。

4 その他統計ニーズへの対応について

- 1 現行の5月中の特定の1週間として第3週を把握している理由は何か。当該1週間における就業日数・就業時間に係る結果については、具体的にどのように活用されているのか。そのため、どのようなクロス集計等を作成しているのか。
- 2 上記1とも関連するが、アクチュアル方式で把握している就業日数・就業時間について、他の調査票の調査項目とのクロス集計の充実を図る余地はないか。

(回答)

世帯票の調査日は6月初旬のため、被調査者の記入のしやすさを考慮して前月5月の第3週を把握しているものである。

1週間における就業日数・就業時間から、例えば仕事ありの母の1日の平均就業時間を末子の年齢階級別に分析する等、児童のいる世帯における母親の就労状況を把握し今後の子育て支援対策への基礎資料に活用されることを想定している。

予定しているクロス集計は「平成28年国民生活基礎調査 結果表一覧」のうち以下のとおりである。なお、他の調査票では、介護票は要介護認定を受けている者が調査対象であり就業の可能性が低いこと、また、所得票は前年一年間の所得を調査しており、世帯票と時点が異なることから、クロス集計は行っていない。

【世帯票】

- 第188表 有業人員数（15歳以上）、週間就業日数・年齢（5歳階級）・勤めか自営かの別－勤め先での呼称・性別
- 第192表 有業人員（15歳以上）の1日の平均就業時間、就業期間階級・勤めか自営かの別－勤め先での呼称・性別
- 第193表 有業人員（15歳以上）の1日の平均就業時間、年齢（5歳階級）・勤めか自営かの別－勤め先での呼称・性別
- 第194表 有業人員（15歳以上）の1日の平均就業時間、性・配偶者の有無・年齢（5歳階級）別
- 第195表 有業人員（15歳以上）の1日の平均就業時間、性・同居児童の有無・年齢（5歳階級）別
- 第196表 有業人員（15歳以上）の1日の平均就業時間、性・主に手助けや見守りをしているか否か・年齢（5歳階級）別
- 第226表 配偶者ありの女性の有業人員数（15歳以上）－妻の一日平均就業時間－夫の一日の平均就業時間、夫と同居－夫の仕事の有無－週間就業日数－無一夫と同居・別居児童の有無・妻の週間就業日数別
- 第237表 同居児童有りの女性の有業人員数、週間就業日数・年齢（5歳階級）別
- 第238表 同居児童有りの女性の有業人員数、週間就業時間階級・年齢（5歳階級）別
- 第242表 同居児童有りの女性の有業人員数、勤めか自営かの別－勤め先での呼称・一日の平均就業時間階級・末子の年齢階級別
- 第243表 同居児童有りの女性の有業人員数、週間就業時間階級・年齢（5歳階級）・世帯構造別
- 第244表 同居児童有りの女性の有業人員数、週間就業時間階級・乳幼児の有－末子の保育者乙の状況（複数回答）－無別
- 第245表 同居児童有りの女性の有業人員数、週間就業時間階級・主に手助けや見守りをしているか否か・年齢（5歳階級）別
- 第246表 同居児童有りの女性の有業人員数、週間就業時間階級・年齢（5歳階級）・健康状態別

第 247 表 同居児童有りの女性の有業人員数，週間就業時間階級・年齢（5 歳階級）・健診等の受診の有無—受診機会（複数回答）—無別

第 248 表 同居児童有りの女性の有業人員数，週間就業時間階級・年齢（5 歳階級）・健診等の受診の有無—健診等を受けなかった理由（複数回答）別

第 258 表 同居児童有りの父母の者数，一日の平均就業時間階級・父母・末子の年齢階級別
【健康票】

第 45 表 世帯人員数（20 歳以上），仕事の有無—週間就業時間階級—無・性・こころの状態（点数階級）別

3 現行の利活用状況や新たな統計ニーズ、報告者負担等にも配慮しつつ、新たに1か月間の就業日数など、年間の総実就業時間の推計が可能となる設問を追加する余地や必要性、実査可能性等について、どのように考えるか。

(回答)

当該項目は、現行では「5月中の仕事の有無」を把握し、「仕事あり」と回答した者にその内訳として「5月の一週間の就業日数、時間」を回答する調査の流れとしている。

新たに1か月間の就業日数等、年間の総実就業時間の推計が可能となる設問を追加した場合、「調査日直前の1か月間の就業日数」では、5月はGWを含む特殊な月であり5月分だけで年間の就業日数を推計することは困難であり、「ふだんの1か月間の就業日数」としても、単純に、12倍するのは不適切と考えている。

また、国民生活基礎調査における年間の所得金額は所得票において把握しており、調査前年の1～12月分となっている。一方、世帯票における「【就業日数】一週間の仕事をした日数」及び、「【就業時間】1週間の残業も含めた総時間」は調査年の5月の特定の一週間分であり、所得金額とはタイムラグが生じる。

このため、年間の労働時間に対する対価（1年間の所得）の分析は適切でないと考えており、公的統計として結果表を作成することは想定していない。

○ 国民生活基礎調査（6月調査）

<p>質問14 1週間の就業日数等 5月16日(月)～22日(日)の1週間に実際に仕事をした日数と時間をお答えください。 なお、複数の仕事をした場合は、すべての合計をお答えください。</p>	<p>【就業日数】 1週間の仕事をした日数 <input type="text"/> 日</p> <p>【就業時間】 1週間の残業も含めた総時間 <input type="text"/> 時間</p>
--	--

4 上記3とも関連するが、1週間における就業日数・就業時間の把握方法をユージュアル方式に変更することについて、現行の利活用状況を踏まえた上で、どのように考えるか。

(回答)

平成13年以降に労働関係項目を追加した際に、国民生活基礎調査の労働時間関係項目は、実際に仕事をした「5月の（指定した）一週間の就業日数」、「（その）時間」をアクチュアル方式で把握している中で、ユージュアル方式となる「ふだんの1か月の就業日数」の把握は、5月中の家計支出額総額、5月中の仕送りの状況、5月中の仕事の状況といったアクチュアル方式で把握している他の項目との関係で齟齬が生じると考える。

また、世帯票、健康票、介護票は6月初旬に調査日を設定しているため、調査項目の「時点」の設定は調査日に近い期間で把握する方がより実態に近い結果が得られることから、他の調査票とのクロス集計での利活用を考えた際も現行のアクチュアル方式による把握が適当であると考える。